

只見町学校づくり委員会運営計画

只見町学校づくり委員会事務局

1 目 的

- 只見町立小学校の統合を円滑に推進するとともに、幼小中連携の強化及び小学校統合に伴い設置される小中一貫校の開校に向け、必要な事項を検討し、調整を図り、準備を行う。

2 方 針

- (1) 学校づくり委員会（以下委員会）委員（以下委員）は、地域住民代表、児童生徒の保護者代表、園・学校職員代表、公募町民等で構成し、学校づくりに対して幅広く意見を求める。
- (2) 児童生徒や保護者、地域住民が、小学校統合を前向きに捉えられるように、小中一貫教育や幼小中連携を含めた「夢のある統合」を目指し、丁寧に議論し情報を公開して、町民一人ひとりが関心を高められるように努める。
- (3) 委員の任期は任務が終了するまでと定め、委員会構成員の変更を最小限に留めて継続的に議論を積み重ねる。
- (4) 統合年度は令和12年度を目途とし、必要な事項の検討、調整、準備を行う。

3 内 容

- (1) 統合小学校及び小中一貫校の特色について協議を行い、地域住民及び学校関係者がどのような特色ある学校づくりを願っているか、情報を収集・整理し、方針を定める。
- (2) 小学校統合基本計画案について協議、検討を行い、委員会として小学校統合基本計画をまとめ、町に提示する。
- (3) 各専門部会の協議内容の報告を受け、内容について意見を述べたり協議したりするとともに、確認を行う。
- (4) 必要に応じて会議に委員以外の出席を求め、意見及び説明を聴く。

4 留意点

- (1) 委員会の開催時間帯は、委員の就労への負担を考慮し、原則18時以降とする。
- (2) 専門部会の開催時間帯は、構成員に学校関係者が多いことを考慮して、勤務時間内の15時から16時30分を中心に設定する。
- (3) 委員は、各専門部会を兼任することができる。
- (4) 所属する組織から離れるなどの理由により委員が欠ける場合は補欠の委員を委嘱するが、当該委員間でそれまでの内容について引継ぎをする。
- (5) 委員会で検討・協議した内容は、事務局が町ホームページや「おしらせばん」等を通して随時町民へ可能な限りの情報を公開し、学校づくりに対して町民の関心を高めるように努める。
- (6) 委員会は年度ごとに年間計画を作成し、見通しを以て運営する。

5 年間計画（令和8年度）

期 日	内 容	備 考
R8.7.14（火） 18:00～19:30 朝日公民館	第2回委員会 開催 ・協議：只見町学校づくり委員会運営計画（案）の検討 ・協議：第3回～第5回委員会要領の検討 ・協議：アンケート調査内容の検討	【事前配付資料】（案） ・運営計画（案） ・第2回～第5回委員会要領 ・アンケート案
	情報公開（町HPおよびおしらせばん）	
R8.7月中旬	「特色ある学校づくりアンケート調査」 ・児童生徒へ（学校においてタブレットから） ・保護者へ（保護者一斉メールから） ・地域住民へ（「おしらせばん」QRコードから）	・回答方式は選択と記述とする。記述回答は、テキストマイニングにより視覚化する。
R8.8.5（水） 18:00～19:30 朝日公民館	第3回委員会 開催 ・共有：保護者、児童、町民アンケート結果 ・熟議：「特色ある学校づくり」のキーワード	【事前配付資料】（案） ・アンケート結果
	情報公開（町HPおよびおしらせばん）	
R8.8.18（火） 9:00～10:30 朝日公民館	第4回委員会及び合同専門部会 開催 ・説明：只見町学校づくり委員会運営計画及び専門部会設置要綱 ・説明：統合までのスケジュール ・説明：小学校統合基本構想、論点整理等 ・熟議：統合小学校、小中一貫教育校に求める「特色ある学校」とは（小グループ別）	【事前配付資料】（案） ・小学校統合基本構想 ・運営計画 ・「学習指導要領論点整理」 ・小中一貫教育グランドデザイン他自治体例
	情報公開（町HPおよびおしらせばん）	
R8.10月2週 18:00～19:30 朝日公民館	第5回委員会開催 ・説明：小学校統合基本計画（原案）について ・協議：小学校統合基本計画（原案）の加除修正	【事前配付資料】（案） ・小学校統合基本計画（原案）
	情報公開（町HPおよびおしらせばん）	
R8.11.26	各学校運営協議会及び地域学校協働本部協議会 ・運営協議会で小学校統合基本計画（案）についての意見聴取 ・地域学校協働本部協議会で各運営協議会の意見まとめ	
R8.12月3週 18:00～19:30 朝日公民館	第6回委員会開催 ・説明：小学校統合基本計画（案）について ・協議：小学校統合基本計画（案）の協議と確認	【事前配付資料】（案） ・小学校統合基本計画（案）
R9.2月4週	総合教育会議 ・報告及び質疑：小学校統合基本計画（最終案）について	【事前配付資料】（案） ・小学校統合基本計画（最終案）
	情報公開（町HPおよびおしらせばん）	

6 その他

- (1) 令和8年度第2回から第5回までの委員会細案は、別に作成する。
- (2) 年間計画は、各年度の第1回委員会において周知し、協議を経て確認する。
- (3) 統合準備最終年度の前年度に、2年分の年間計画を作成し第1回委員会において確認する。
- (4) 専門部会の統合までの全体計画及び年間計画は、別に作成する。
- (5) 各委員は、委員会記録を適正に保管する。人事異動等により任期途中で解任となる場合は、資料を確実に後任者へ引き継ぐ。
- (6) 委員会の協議内容や資料は、福島県教育庁南会津教育事務所と共有し、特に法規関係や人事関係を含めて、随時指導助言をいただきながら運営をする。